

Ⅲ. 参考

1. 選定保存技術の選定及び保持者等の認定制度

文化財保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定し、その技を保持している個人又は技の保存事業を行う団体を保持者又は保存団体として認定。

2. 選定・認定までの手続き

毎年1回、有識者により構成される文化審議会の専門調査会における専門的な調査検討を受けて、文化審議会の答申に基づき、文部科学大臣が選定保存技術の選定と保持者や保存団体の認定を行っている。

3. 「選定保存技術」の選定件数と「保持者」及び「保存団体」の認定数について

| 区分 | 選定保存技術(件) | 保持者数(人) | 保存団体数(団体) |
|----------|-----------|---------|-----------|
| 選定・認定前 | 85 | 61 | 45(38)* |
| 今回の選定・認定 | 4 | 6 | 3 |
| 選定・認定後 | 89 | 67 | 48(40)* |

※保存団体には重複があるため、()内は実団体数

4. 「文化財保存技術保存事業費国庫補助」について

選定保存技術保持者及び保存団体には、文化財保存技術保存事業費国庫補助として以下の経費を補助している。

保 持 者：伝承者の養成、技術・技能の錬磨等のための経費として
1人当たり年間約110万円

(伝承者の養成に特に必要な場合は追加補助)

保 存 団 体：伝承者の養成、技術・技能の錬磨等のための事業実施に必要な経費